

阪急長岡天神駅周辺整備基本計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 阪急長岡天神駅周辺整備基本計画策定委員会(以下「委員会」)は、市が阪急長岡天神駅周辺整備に関する基本計画を策定するため、外部有識者や関係行政機関、市民等の意見を聴取することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 阪急長岡天神駅周辺整備に関する基本計画の策定に関する事項
- (2) 阪急長岡天神駅周辺まちづくり基本構想への助言に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員20人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関
- (3) 公共交通事業者
- (4) 各種団体関係者
- (5) 公募により選出された者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、概ね2年以内とし、再任を妨げない。なお、委員に欠員が生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長を置くことができ、委員の互選により決定する。

4 前項の委員長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、まちづくり政策主管課の長が招集し、進行する。ただし、委員長を置いたときは、委員長が会議を進行する。

2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。